

難民帰還と土地問題 -- 内戦後ルワンダの農村変容

| | |
|-----|--|
| 著者 | 武内 進一 |
| 権利 | Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp |
| 雑誌名 | アジア経済 |
| 巻 | 44 |
| 号 | 5/6 |
| ページ | 252-275 |
| 発行年 | 2003-06 |
| 出版者 | 日本貿易振興機構アジア経済研究所 |
| URL | http://hdl.handle.net/2344/269 |

難民帰還と土地問題

内戦後ルワンダの農村変容

たけ うち しん いち
武 内 進 一

はじめに

ルワンダの政治変動と難民

調査方法と調査地の概要

帰還難民と土地分割 ルカラ県の事例

土地係争の顕在化 キビンゴ県の事例

土地問題と地方行政

結 び

はじめに

難民問題と武力紛争との関連は、今日きわめて重要な論点である。周知のように、武力紛争によって引き起こされた非自発的な移動は必ずしも狭義の難民 (refugees) の定義に含まれない^(注1)。しかし、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) などによる現実の難民支援活動の主たる対象は、武力紛争の被害者たちである。国際法上の定義はさておき、現実の難民問題の大半は武力紛争によって創り出されている^(注2)。

武力紛争によって引き起こされる難民問題は、とりわけアフリカ^(注3)において深刻である。UNHCRの評価・政策分析ユニット長であるクリスプは、「アフリカ諸国は世界総人口の12%を占めるに過ぎないが、世界難民総数1150万人の28% (320万人)、世界の国内避難民 (internally displaced persons) 総数2000万人の半分近く (950万人) がアフリカ大陸に存在する」として、

アフリカ難民の重要性に注意を促している [Crisp 2000, 158]。彼が1990年代のアフリカにおける主たる難民問題の発生地として挙げているのは、リベリアやシエラレオネを中心とする西アフリカと、コンゴ民主共和国 (以下、コンゴと略記する) やルワンダ、ブルンディを中心とする中部アフリカであり [Crisp 2000, 158]、いずれもその主因は武力紛争である。アフリカ統一機構 (OAU) は、戦争や内乱の結果国外への避難を余儀なくされた人々も難民の定義に加えた条約を早くも1969年に採択したが^(注4)、アフリカ諸国では従来から武力紛争と難民問題とが密接に結びついてきた。

武力紛争と難民問題とは双方向的な因果関係を持つ。武力紛争の結果として難民問題が発生するのみならず、難民の存在はしばしば武力紛争の原因となる。ルワンダを中心とする大湖地域はその典型例だが、リベリアやシエラレオネ、スーダンやエチオピアなどアフリカ各地で難民の存在が武力紛争の引き金となり、政治変動に応じて多数の難民が複雑な流入を繰り返してきた^(注5)。今日のアフリカにおいて、難民はしばしば、「戦火や災害に追われた人々」という性格と、「武力紛争の主体と深いつながりを持つ人々」という性格を同時に持つ。

この点は、難民政策との関連で重要な含意を

有する。近年の国際社会では、難民問題の恒久的解決方法として「自発的帰還」(voluntary repatriation)に力が置かれている^(注6)。難民の自発的帰還が望ましいことは当然だが、上記の現象を念頭に置くならば、それが必ずしも問題の根本的解決を意味しないことは明らかである。難民問題の根本的な解決を考えれば、その主因である武力紛争の抑止、政治の安定を視野に入れざるを得ない。難民に直接関係する領域に議論を限定しても、難民の帰還が引き起こす問題に対してより注意を払う必要がある。仮に、難民帰還が社会の緊張を高め、再び紛争の契機になるとしたら、帰還に向けた努力は無に帰してしまふ。難民帰還に伴って生じる困難の代表例として、土地問題を挙げることができる。アフリカをはじめ難民の大半を抱える発展途上国では、難民の大部分はもともと農耕や牧畜に従事していた人々である。したがって、彼らが帰還すれば、その直後から生業を営むための土地が必要となる。そして、帰還難民向け土地の確保は、もともとの住民との関係上、難しい問題を提起する。

アフリカの難民問題に関わる以上の論点に鑑みて、ルワンダの事例研究は重要な意味を持つ。武力紛争と難民問題の双方向的な関係性は、ルワンダにおいて明瞭に看取できる。独立直前の政治変動は従来の統治体制を崩壊させ、結果として周辺国に多くの難民を流出させた。約30年後、その難民の二世代を中核として組織されたルワンダ愛国戦線(Rwandan Patriotic Front: RPF)の侵攻によって1990年に内戦が勃発し、94年には激しい戦闘と虐殺を経てRPF主導の政権が樹立された。内戦に勝利したRPF政権は国民和解を謳い、あらゆる難民に帰還を呼び

かけた。しかし、難民の帰還は新たに様々な問題を生み出しており、とりわけ土地問題は深刻である。ルワンダはアフリカ屈指の人口稠密国であり、1994年までルワンダを統治したハビヤリマナ政権は、人口過剰と土地不足を口実に難民帰還を拒絶し続けてきた。ところが、RPFが政権を獲得するやいなや、膨大な数の難民が周辺国から帰還した。この時入れ替わりに、やはり膨大な数の難民がルワンダから流出したが、約2年後にその大部分は帰還した。こうして内戦後のルワンダは、深刻な帰還民問題に直面することになったのである。難民帰還が土地問題に与えたインパクトは、当然ながら甚大である。

ルワンダの難民問題に関しては、国際社会も高い関心を示してきた。ただし、それは主に国外に流出した難民の問題であって、難民が帰還した後は関心が薄まった^(注7)。難民帰還の影響に焦点を当てた調査研究も乏しく、集村化政策について若干の研究がなされているだけである^(注8)。本稿では、筆者らが1999年以降実施している実態調査に基づいて、内戦後のルワンダ農村が直面する土地問題について分析する^(注9)。帰還した大量の難民たちはどのようにして土地を獲得したのか、そうした措置がなぜ可能となったのか、それによっていかなる問題が生じつつあるのか、といった点を2つの調査地の比較を通じて検討する。筆者らの調査は小規模なものであるが、難民帰還をめぐる土地問題の実態とその発現の仕方を一定程度明らかにできると考える。

本稿の構成は次の通りである。まず、第1節で、ルワンダの現代史を概説し、そこで武力紛争と難民問題とが深く関わってきたことを示す。第2節では筆者らが1999年以来実施している調

査の概要と調査地の特徴を説明する。第 節と第 節では、それぞれの調査地から代表的な土地問題の事例を紹介する。第 節では、2つの調査地で土地問題の発現の仕方に差異があることに着目し、その原因を検討する。以上の作業を通じて、難民帰還が今日のルワンダにもたらした土地問題の全体像を明らかにしたい。

本稿は、第一義的にはルワンダの難民帰還に関する実態報告であるが、難民研究——とりわけ重要性が指摘されつつもなお蓄積が乏しい帰還研究^(注10)——への貢献を念頭に置いている。本稿が扱うルワンダの事例は、以下の3点に関して重要な含意を持つ。第1に、国民の所得水準が低い、いわゆる「貧しい」国に難民が帰還した際に起こりうる問題である。自発的帰還の推進政策については、事実上先進国が難民の社会統合のコストを発展途上国に押しつけるものだという批判がある [Chimni 1999, 13]。最貧国ルワンダの事例は^(注11)、大量の難民帰還が低所得国にもたらすインパクトを考えるうえで重要である。第2に、「受け入れ国での滞在が長期化した難民」(protracted refugee)の帰還に伴う諸問題である。難民帰還が進まず、受け入れ国での滞在が長期化する傾向は、近年とりわけアフリカで問題視されるようになってきている^(注12)。難民生活が長くなれば、難民としての日常生活はもちろん、帰還後の再統合に際しても様々な困難が生じる。約30年を経て帰還したルワンダ難民を対象とする本稿の分析は、この問題を考えるうえで重要な含意を有する。第3に、難民の政治化という問題である。難民と武力紛争が双方向的な因果関係を持つとき、難民が紛争当事者と政治的な結びつきを持つ(あるいは、持つと見なされる)ことがしばしばある。政治

環境の変化に伴って彼らが帰還するときいかなる問題が生じるのか、本稿はひとつの典型例を示すことになる。

ルワンダの政治変動と難民

ルワンダの土地問題は過剰人口と結びつけて論じられることが多い。確かに、ルワンダはアフリカでは最も人口稠密な国のひとつであり、1990年のセンサスによれば、人口密度は全国平均で平方キロメートル当たり271人と非常に高い水準にある [République rwandaise 1991]。しかし、土地紛争の原因は、人口密度の高さや狭隘な耕地面積だけに帰せられるものではない。政治的要因もまた重要である。ルワンダでは植民地化以前から土地を介した支配従属関係が形成され、政治的権力者が自分の支配地から臣下を恣意的に追放したり、逆に側近を入植させるなど、土地分配への介入を行ってきた。加えて、独立前後には政治体制の変革が起こり、多数の難民が発生する事態に至った。こうした政治変動によって土地をめぐる権利関係が錯綜し、紛争を生みやすい条件が農村社会に形成されてきた^(注13)。最近の土地問題も、独立前後以降ルワンダが経験した政治変動から直接的な影響を被っている。その動きをここで整理しておこう。

独立に向けた政党間の権力闘争をきっかけとして1959年11月に起こった衝突は、ルワンダ史上初めてトゥチ、フトゥというエスニック集団間の暴力へと発展し、植民地当局がフトゥ・エリートを軍事的に支援したことから、「社会革命」と呼ばれる体制変革に至った^(注14)。それまでトゥチ・エリートがほぼ独占していた政治・行政ポストは短期間のうちにフトゥ・エリート

に代替され、王制は廃止された。この過程で少なくとも数百人が犠牲となり、トゥチを中心とする大量の難民が周辺国へ流出した。1961～63年にかけて、彼らは国外から何度か武力侵攻を企てたが失敗し、それがルワンダ国内のトゥチに対する報復と迫害を招いて、さらなる難民化をもたらした^(注15)。

独立前後に流出した難民の規模についてはいくつかの説があり、推計にはかなりの幅がある^(注16)。ただし、人口規模から難民数を推計すれば、20万人前後という数字が最も妥当性が高い^(注17)。ここでは、「社会革命」の結果として、1960年代前半までにトゥチを中心とする大量の難民が周辺国に流出したことを押さえておきたい^(注18)。

難民が流出した後、その保有地がどのように処理されたのかはほとんどわかっていない。1960年7月11日付政令 (décret) によって、ルワンダの土地は慣習法が適用される地域 (主として農村部) と成文法が適用される地域 (主として都市部) に分けられた。慣習法適用地域における土地の配分は、通常は家族や親族の意向が尊重されたものの、最終的には地方行政機構であるコミューン (Commune) が管理することとされた^(注19)。そのため、放牧地、無主地、低湿地、そして植林地の一部は共有地としてコミューンが管理し、申請に応じて農民に払い下げられた [André and Lavigne-Delville 1998, 161]。流出した難民の土地についても、権利を継承する親族がない場合は、コミューンがその管理にあたった。次節以降で見ると、こうした経緯で地方行政当局を経由して移転された土地が、内戦後に帰還した難民との間で係争事項になっている。

ルワンダ史上最大規模の難民流入を引き起こしたのは、1990年代の内戦と大虐殺である。1990年10月、RPFの侵攻によって、内戦の火蓋が切って落とされた。RPFの中核は、独立前後にウガンダに逃れたルワンダ難民の二世代であった。ルワンダ難民はウガンダの歴代政権から様々な対応を受けてきたが、ムセヴェニ (Y. Museveni) 率いるゲリラ活動に参加し、1986年の政権樹立に際して重要な役割を演じていた^(注20)。内戦勃発後しばらくすると戦況は膠着し、1993年には和平協定 (アルーシャ協定) によって、難民帰還や権力分有について合意された。しかし、1994年4月6日のハビヤリマナ大統領搭乗機撃墜事件を契機として、トゥチおよび反政府勢力のフトゥ要人に対する殺戮が全土で繰り広げられ、同時に激しい内戦が再開された。約3カ月後にRPFが内戦に勝利し、新政権を樹立したが、その間に50万人以上が虐殺された。

1990年代の内戦は膨大な難民の流入を生じさせた。内戦勃発とともに当局が国内のトゥチ一般市民に対する迫害を強めたため、トゥチの国外流出が始まっていたが、1994年4月以降の虐殺はその流れを加速させ、虐殺を逃れたトゥチのほとんどが国外に避難した。その一方で、RPFが制圧した地域ではフトゥを中心とする一般市民が逃亡し、RPFが7月に首都を制圧すると、旧政権派要人と一般市民とが膨大な数の難民となって周辺国に流出した。それと同時に、長年周辺国で生活してきた難民が雪崩を打ってルワンダに帰還した。

表1に、1994～99年の帰還難民数を示す。この表では、帰還難民は「旧難民」と「新難民」とに分類されている^(注21)。旧難民とは、「社会

表1 内戦後の難民帰還数推計

(単位：人)

| | 1994年 | 1995年 | 1996年 | 1997年 | 1998年 | 1999年 |
|------------|-----------------------|---------|-----------|---------|-----------------------|----------------------|
| 総人口(100万人) | 5.22 | 5.7 | 6.17 | 7.67 | 7.88 | 8.1 |
| 「旧難民」帰還者 | 900,000 ¹⁾ | 146,476 | 28,646 | 19,615 | 7,723 | 890 |
| 「新難民」帰還者 | 200,000 ¹⁾ | 79,302 | 1,271,936 | 199,183 | 3,167 | 19,337 |
| 国内避難民数 | 1,000,000 | n.a. | n.a. | n.a. | 720,000 ²⁾ | 40,000 ³⁾ |

(出所) Office of United Nations Resident Coordinator for Rwanda, Common Country Assessment Papers, No. 3 (Resettlement & Reintegration), p. 2.

(注) 「旧難民」、「新難民」の区別については本文を参照のこと。

¹⁾ 政府統計による。

²⁾ 北西部の掃討作戦による新たな避難民。

³⁾ UNOCHA (United Nations, Office for the Coordination of Humanitarian Affairs)による。

革命」を契機として独立前後に出国した難民とその子孫を指し、ほとんどがトゥチである。一方、新難民とは、1994年の内戦激化と政権交代に伴って難民化した人々であり、ほとんどがフトゥである。表1は、難民帰還の規模の大きさと、2種類の難民帰還の時期的なズレを明らか

にしている^(注22)。旧難民の帰還が政権交代直後の1994年に集中しているのに対し、新難民の場合は96年にピークを迎え、99年にもなお相当数の帰還が続いている。これは、フトゥ・エリートが政権を掌握していた間に帰還できなかった旧難民が、RPF 政権成立とともに大挙してル

図1 ルワンダの行政区分と調査地の位置



ワンダに流入したこと、また旧政権派に連れられて周辺国に逃亡した人々がしばらく難民キャンプに留まった後、隣国コンゴの内戦勃発を契機に1996年末以降帰国の途について示している。ただし、「新難民」の帰還は現在なお続いており、依然として周辺国で生活している人々も少なくない。

調査方法と調査地の概要

前節で示したように、独立前後以降ルワンダは大きな政治変動と難民の大規模な流入流出を繰り返し経験してきた。とりわけ1990年代のそれは空前の規模であった。これは、農村社会にいかなるインパクトを与えたのだろうか。本節では、筆者らの調査方法と調査地の概要について説明する。筆者らの調査は、東部のウムタラ(Umutara)州ルカラ(Rukara)県と南部のブタレ(Butare)州キビンゴ(Kibingo)県において、それぞれひとつのセクター内で特定世帯に毎年インタビューする方法をとっている^(注23)。筆者らは1999年にそれぞれのセクターで104世帯ずつを対象に農業経営調査を実施したが^(注24)、そのなかからルカラ県で22世帯、キビンゴ県で21世帯を選び、保有する土地面積の測定とインタビュー調査を毎年実施することとした^(注25)。調査内容は幅広く、農業経営など社会経済的事項から内戦時の経験などライフヒストリーに及ぶ。翌2000年からは、地方行政機構の責任者であるセクター長とセル長の世帯を全て調査世帯に加えることとし、調査世帯はルカラ県で26、キビンゴ県で25になった。以下では主にこのデータに立脚し、内戦後ルワンダの土地問題について考察する。

ウムタラ州とブタレ州という調査地は、両者が地理的および政治経済的に対照的な性格を有することに鑑みて選択した。調査地の位置を図1に示す。ウムタラ州ルカラ県はタンザニア国境に近いアカゲラ(Akagera)国立公園に隣接している。ルワンダは東部に行くほど標高が下がり、気温が上がり、降雨量が減少する傾向にあるが、ルカラ県の地理的条件は概ね標高が1300~1500メートル、年間平均気温は20~21℃、年間降雨量は1000ミリを少し下回る程度である[Bart 1993, 41]。この地域は、ルワンダ西部に比べて気候条件が厳しく、近年に至るまで人口が比較的希薄であった。他方、ブタレ州は、ウムタラ州と比べ冷涼多雨で、本来は地味も豊かな農耕適地である。政治的にも植民地化以前からルワンダ王国の中心地で、国内で特に人口稠密な地帯のひとつである。そのため農地は細分化され、1世帯当たりの保有地面積は非常に小さい。

この点を統計によって確認しておこう。表2

表2 ルワンダの州別人口と人口密度

| 州名 | 人口(人) | 面積(km ²) | 人口密度(人/km ²) |
|---------|-----------|----------------------|--------------------------|
| ブタレ | 762,735 | 1,837 | 415 |
| ビュンバ | 782,230 | 4,761 | 164 |
| チャンググ | 514,279 | 1,845 | 279 |
| ギコンゴロ | 466,576 | 2,057 | 227 |
| ギセニ | 734,690 | 2,050 | 358 |
| ギタラマ | 851,288 | 2,189 | 389 |
| キブンゴ | 651,887 | 4,046 | 161 |
| キブエ | 471,066 | 1,705 | 276 |
| キガリ・ルール | 913,481 | 3,002 | 304 |
| キガリ市 | 232,733 | 116 | 2,006 |
| ルヘンゲリ | 767,531 | 1,663 | 462 |
| 合計 | 7,148,496 | 26,338 | 271 |

(出所) République rwandaise(1991).

表3 州別世帯当たり土地利用 (1990農業年, A季)

(単位:ヘクタール)

| | ブタレ | ビュンバ | チャンググ | ギコンゴロ | ギセニ | ギタラム | キブンゴ | キプエ | キガリ | ルヘンゲリ | 平均 |
|---------|------|------|-------|-------|------|------|------|------|------|-------|------|
| バナナ | 0.15 | 0.20 | 0.10 | 0.09 | 0.09 | 0.22 | 0.38 | 0.06 | 0.17 | 0.12 | 0.16 |
| 豆類 | 0.12 | 0.22 | 0.09 | 0.17 | 0.09 | 0.13 | 0.33 | 0.18 | 0.19 | 0.18 | 0.17 |
| 穀類 | 0.02 | 0.08 | 0.05 | 0.05 | 0.10 | 0.02 | 0.06 | 0.17 | 0.06 | 0.16 | 0.07 |
| イモ類 | 0.16 | 0.12 | 0.16 | 0.15 | 0.10 | 0.21 | 0.14 | 0.22 | 0.13 | 0.13 | 0.15 |
| 工芸作物 | 0.05 | 0.02 | 0.09 | 0.04 | 0.05 | 0.06 | 0.06 | 0.03 | 0.06 | 0.01 | 0.05 |
| 野菜・果実他 | 0.01 | 0.04 | 0.01 | 0.02 | 0.01 | 0.03 | 0.02 | 0.02 | 0.03 | 0.03 | 0.02 |
| 耕作地面積 | 0.51 | 0.68 | 0.51 | 0.51 | 0.44 | 0.65 | 1.00 | 0.67 | 0.65 | 0.64 | 0.62 |
| 休閒・放牧地 | 0.22 | 0.33 | 0.08 | 0.27 | 0.05 | 0.24 | 0.39 | 0.51 | 0.23 | 0.12 | 0.24 |
| 可耕地面積 | 0.73 | 1.02 | 0.59 | 0.78 | 0.49 | 0.90 | 1.39 | 1.17 | 0.88 | 0.75 | 0.86 |
| 植林地 | 0.08 | 0.09 | 0.06 | 0.22 | 0.05 | 0.09 | 0.04 | 0.48 | 0.03 | 0.17 | 0.12 |
| 非可耕地・宅地 | 0.03 | 0.03 | 0.02 | 0.04 | 0.02 | 0.03 | 0.06 | 0.03 | 0.03 | 0.04 | 0.03 |
| 総面積 | 0.84 | 1.14 | 0.67 | 1.03 | 0.56 | 1.02 | 1.49 | 1.68 | 0.94 | 0.96 | 1.01 |

(出所) République rwandaise (1992, 46).

(注) A季とは、10月～3月の耕作期を指す。ここでは、1989年10月～90年3月期である。

に州別人口と人口密度を示す。ブタレ州の人口密度は、ルヘンゲリ州に次いで高く、1平方キロメートル当たり400人を上回っている。ウムタラ州は内戦後につくられたためこの統計には存在しないが、当時ルカラ県が含まれていたキブンゴ (Kibungo) 州の人口密度は全国で最も低い。土地保有の規模は、州ごとに土地利用を示した表3から比較できる。耕作地の面積は全国平均で0.62ヘクタールだが、ブタレ州の0.51ヘクタールに対しキブンゴ州は1.00ヘクタールと2倍の差がある。本来ブタレ州は農耕適地であり、ルワンダ王国の中心部であったが、人口過剰と耕地面積の狭隘化に伴って生活水準は低落している。1999～2001年にかけて6450世帯を対象に実施された貧困に関する調査によれば、ブタレ州では住民の74%が貧困線以下の生活水準にあると推計され、この割合はルワンダ全国12州 (11州とキガリ市)のなかでギコンゴロ州 (77%) に次いで高い。他方、ウムタラ州の貧困線以下の人口比率は51%であり、これは全国で

キガリ市に次いで低い [République rwandaise 2002, 33]。(注26)

筆者らが実施した実態調査の結果もこれに合致する。経営地および所有地規模の推移を表4, 5に示す。データの連続性を考慮して、ここでは1999年段階で調査対象に選んだ世帯についてのみ検討する。ここで所有地とは、調査対象世帯が最も優先的かつ強力な権利を持つと見なしている土地を指す(注27)。入手方法でいえば、「相続」、「購入」、または「国からの移転」によって権利を獲得した土地である。また「経営地」とは当該世帯が実際に農業経営に利用している土地で、「所有地」に「借用地」を加え、「貸与地」を控除した面積を指す(注28)。先に引用した農業統計書には土地の貸借に関する言及はないが、説明を読む限り、表3に示された耕作地面積は経営地を意味している [République rwandaise 1992, 8]。そのブタレ州とキブンゴ州の数値は、我々が調査した経営地の値 (表4, 5) からそれほど乖離していない(注29)。

表4 キビンゴ県調査世帯の土地保有

| | 1999年 | 2000年 | 2001年 | 2002年 |
|---------------------------|--------|--------|--------|--------|
| 平均経営地面積 (m ²) | 5,191 | 4,679 | 4,787 | 4,468 |
| 最大値 | 21,858 | 16,779 | 18,114 | 17,852 |
| 最小値 | 519 | 0 | 0 | 0 |
| 標準偏差 | 4,883 | 4,085 | 4,303 | 4,363 |
| ジニ係数 | 0.46 | 0.45 | 0.45 | 0.49 |
| 平均所有地面積 (m ²) | 6,236 | 5,767 | 5,598 | 5,477 |
| 最大値 | 32,118 | 32,118 | 32,831 | 32,831 |
| 最小値 | 399 | 399 | 399 | 399 |
| 標準偏差 | 7,944 | 7,303 | 7,439 | 7,485 |
| ジニ係数 | 0.57 | 0.56 | 0.56 | 0.58 |

(出所) 筆者とマララの調査による。

(注1) 調査世帯数 = 21。

表5 ルカラ県調査世帯の土地保有

| | 1999年 | 2000年 | 2001年 | 2002年 |
|---------------------------|--------|--------|--------|--------|
| 平均経営地面積 (m ²) | 9,049 | 10,112 | 10,803 | 10,402 |
| 最大値 | 19,079 | 19,079 | 21,718 | 21,718 |
| 最小値 | 2,608 | 2,654 | 1,859 | 0 |
| 標準偏差 | 4,131 | 4,076 | 4,828 | 5,226 |
| ジニ係数 | 0.30 | 0.27 | 0.30 | 0.33 |
| 平均所有地面積 (m ²) | 7,781 | 8,497 | 8,552 | 8,500 |
| 最大値 | 19,079 | 19,079 | 19,079 | 19,079 |
| 最小値 | 300 | 2,015 | 288 | 288 |
| 標準偏差 | 4,350 | 4,098 | 4,868 | 4,836 |
| ジニ係数 | 0.36 | 0.32 | 0.37 | 0.37 |

(出所) 筆者とマララの調査による。

(注1) 調査世帯数 = 22。

2つの調査地を比較すると、ジニ係数の差に示されるように、キビンゴ県の方が土地保有規模の格差が顕著だが、これには後述する土地分割が影響している。ルカラ県では帰還した旧難民がもともとの居住者との間で土地を均等に分割するケースが多く、このため土地保有の格差が緩和されているのである。キビンゴ県では、保有地の面積が総じて小さい上に保有地格差が大きく、ごくわずかな土地しか有していない世帯が多い。2002年の経営面積についていえば、

21世帯のうち11世帯が0.3ヘクタール以下である^(注30)。農業以外の雇用機会がほとんどない状況下で、この経営規模での生活はきわめて厳しい。

ブタレ州とウムタラ州の違いは社会経済的なものだけではない。1990年代の内戦は両地域で異なる展開を遂げた。1994年4月に内戦が再燃した後、ウムタラ州はすぐRPFに制圧された。ルカラ県の調査地の場合、4月末にはRPFが制圧したようである。制圧は激しい戦闘を伴っ

たため、ほとんどの住民は国境を越えてタンザニアに逃れ、難民キャンプで暮らすことになった。そして、RPFが政権を樹立した7月以降、ウムタラ州には膨大な数の旧難民が流入してきた。これにはいくつかの理由がある。ルワンダ東部はウガンダ、タンザニア国境に近く、帰還した旧難民がアクセスしやすかった。また、流入してきた旧難民に対し、地方行政官は、自分の出身地への帰還に執着せず無主地が見つければそこに入植するよう指導した。この旧難民に対する指導に、中央政府（あるいはRPF）がどの程度関与していたのかについて、筆者らは十分な情報を有していない。ただし、中央の権力がその措置を知らなかったことはあり得ないし、少なくともそれが中央の意向に合致していたということはできる。

RPFが旧ハビヤリマナ政権との間で締結したアルーシャ協定では、国外に退去してから10年以上経過した後には帰還した難民はもともと所有していた土地の権利を失うが、その帰還難民に対して政府は適当な土地を与えると規定されている^(注31)。ルワンダ中央部や西部の人口密度はきわめて高い。独立前後にそこを離れた難民の土地は、当然他の家族に占拠されている。そこに戻って自分の土地を取り戻そうとすれば、大きな社会的軋轢を生むであろう。帰還した旧難民の規模を考えれば、彼らが全て出身地に戻ったときに生じる社会的混乱は想像を絶する。帰還した難民に対し、自分の故郷に戻って土地を探すよりも、空いている土地があればそこを占拠して利用するよう勧めた地方行政の措置は、帰還に伴う社会的混乱を恐れる中央にとっても好ましいものだったに相違ない。

さらに、旧難民がルワンダに帰還した内戦終

結直後は、膨大な数の新難民が周辺国に流出していた時期である。ウムタラ州やキブンゴ州の住民のほとんどはタンザニアの難民キャンプに避難しており、彼らが帰国するのは1996年末以降のことであった。旧難民が帰還してきたとき、ウムタラ州やキブンゴ州には「無主地」が広がっており、彼らはそこに落ち着いたわけである。約2年後に戻ってきた新難民は、自分の家と土地が旧難民に占拠されている事態に直面した。ここで地方行政は、家については新難民に戻すよう、土地については原則として両者が均等に分割するよう指導した。こうした経緯から、この地域には帰還した旧難民が数多く入植し、もともとその地に住んでいた人々（新難民）との間で土地を分割した事例が数多く観察される。

これに対して、RPFによるブタレ州の制圧は内戦終結直前の1994年7月に入ってからである。キブンゴ県の住民の大半は、国外に逃げることなく、ギコンゴロ州の国内避難民キャンプに収容された^(注32)。キブンゴ県から最も近い外国であるブルンディは「トゥチが統治する国」と見なされていたため旧政権派が逃亡できなかったし、コンゴまではかなり遠かったためである。RPFの制圧に伴って、避難民の流れはまず隣のギコンゴロ州に向かい、それから旧政権派の要人や余力がある者はコンゴまで逃げた。ウムタラ州と違い、ブタレ州に大量の旧難民は流入せず、またその大半が援助機関や政府が建設した集村に居住した。内戦終結直後、キブンゴ県などブタレ州の農村社会に対する帰還難民のインパクトは、それほど大きくなかったのである。

2つの調査地において住民が異なる内戦の経験を有したことは、土地の入手方法からも明らかにできる。表6と表7は、調査世帯がどのよ

表6 所有地の入手方法 (キビンゴ県) (%)

| | 1999年 | 2000年 | 2001年 | 2002年 |
|------------|-------|-------|-------|-------|
| 相続 | 82 | 81 | 80 | 80 |
| 購入 | 13 | 13 | 14 | 15 |
| 国からの 移転 | 5 | 5 | 6 | 6 |
| 計 | 100 | 100 | 100 | 100 |

(出所) 筆者とマララの調査による。

(注) 調査世帯数 = 21。

表7 所有地の入手方法 (ルカラ県) (%)

| | 1999年 | 2000年 | 2001年 | 2002年 |
|------------|-------|-------|-------|-------|
| 相続 | 44 | 42 | 37 | 37 |
| 購入 | 15 | 18 | 28 | 28 |
| 国からの 移転 | 40 | 40 | 36 | 35 |
| 計 | 100 | 100 | 100 | 100 |

(出所) 筆者とマララの調査による。

(注) 調査世帯数 = 22。

うな方法によって土地を入手したかを示している。ここでは、調査世帯の所有地を対象に、調査世帯へのインタビューに基づいて、(1)相続、(2)購入、(3)国からの移転の3つに入手方法を分類し^(注33)、総面積に対するそれぞれの割合を算出した。2つの調査地では、「相続地」と「国からの移転地」の割合が大きく異なっている。キビンゴ県では土地入手の圧倒的割合が家族内の相続であるのに対して、ルカラ県では国から権利を移転された土地が非常に大きな割合を占めている。これは、キビンゴ県で「国からの移転」に計上されるのはほぼ低湿地に限られるのに対して、ルカラ県では旧難民が新難民から分割によって得た土地が含まれるからである。土地分割は地方行政の指導の下に実施され、ルカラ県の旧難民はそうして得た土地を、新難民が

らではなく、「国から与えられた土地」として認識している。

帰還難民と土地分割

——ルカラ県の事例——

ウムタラ州では、旧難民と新難民の膨大な流入があった。筆者らが1999年にルカラ県で調査した104世帯のうち、32世帯の世帯主が94年以降にウガンダあるいはタンザニアから帰還した旧難民であった^(注34)。この割合をそのまま敷衍するわけにはいかないが、この地域に居住する旧難民の数が非常に多く、地域住民のなかでかなりの割合を占めることは間違いない。旧難民の数の多さを反映して、土地分割はごく一般的に行われている。1999年以降土地を実測した26世帯のなかでは、12世帯の世帯主が旧難民、11世帯がタンザニアなどに逃げた新難民^(注35)、3世帯が虐殺を逃れたトゥチの家族（いわゆる「サバイバー」）であったが^(注36)、旧難民の世帯は2世帯を除き全て分割によって土地を得ており、新難民世帯のうち6世帯が内戦前に自分または父親が保有していた家族の土地を旧難民に分割・譲渡している。旧難民のうち分割によって土地を獲得しなかった2世帯は、世帯主の妻がこの地域の出身者だったケース、および世帯主のイトコがこの地域の出身者だったケースで、いずれも親族の土地を獲得した。したがって旧難民は、出身地や親族の有無にかかわらず、全員が土地を得たことになる。

表8に、旧難民に対して経営地を分割・譲渡した新難民世帯を世帯主の番号で示す。分割・譲渡した相手が調査対象世帯に含まれている場合は、それも番号で示し、また内容についても

表8 ルカラ県の調査地で土地分割を実施した新難民世帯

| 土地を分割・譲渡した新難民世帯の世帯主番号 | 土地を得た旧難民世帯の世帯主番号 | 分割・譲渡の内容 |
|--|--------------------------|---|
| R 60 R 63 R 71 R 74 R 86, R 97 | R 52 R 91 | 相続地を二分割 相続地を二分割 全経営地を譲渡 父親の土地を一部譲渡* 父親の土地を分割し譲渡 |

(出所) 筆者とマララの調査による。

(注) *父が所有していた複数の畑のうち、バナナ畑のみ二分割して半分を旧難民に与えた。

略述した。次に、分割・譲渡がどのような形で行われたのか、3つの事例を取り上げ、より詳しく説明する。

(1) R 60の事例

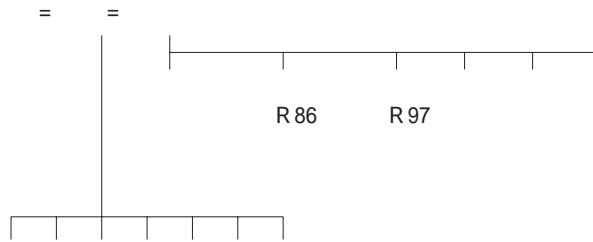
R 60は1965年生まれで、78年生まれの妻、2人の子供（99年生まれの女子、2000年生まれの女子）、そして妹の子供（94年生まれの男子）1人とともに暮らしている。内戦前には憲兵隊に所属しており、首都のキガリなどで勤務した後、内戦終結時にはコンゴ国境の街ギセニイ（Gisenyi）にいた。1994年7月に首都がRPFに制圧されたと聞き、戦うことなく国境を越えてコンゴに逃げた。帰国したのは、1996年12月のことだった。故郷に帰ってみると、自分の保有地は旧難民のR 52（1941年生まれ）が占拠していた。R 60は父親からではなく1970年に死んだ祖父から土地を相続していたが、その土地をR 52と分割することになった。分割は保有する畑を折半する方法で行われた。R 60は畑を5つ相続したが、そのうち最も小さなひとつの畑（0.03ヘクタール）を除く、4つの畑を二等分した。2002年8月現在、R 60の経営地面積は0.97ヘクタールで（所有地面積も同じ）、住宅建設用に2002年に購入した土地（0.06ヘクタール）を除くと、R 52のそれ（0.88ヘクタール）とほぼ

同じである。R 52が土地分割の謝礼としてR 60に雌子牛を与えたこともあって、両者の関係は良好である。R 52は前妻を亡くし独身だったが、2001年にR 60のイトコ（1981年生まれ）と再婚した。

(2) R 86, R 97の事例

R 86（1971年生まれ）とR 97（74年生まれ）は兄弟である。1994年4月に内戦が再燃した時、母親がRPFの兵士に殺された。混乱を避けて家族でタンザニアに逃れ、難民キャンプで2年以上暮らした後、1996年12月に故郷に戻った。家族の土地が旧難民R 91（64年生まれ）に占拠されていたため、これを分割することとなった。R 86とR 97の父親には2人の妻がいたので、土地を3つに分け、3分の1を父親と第1夫人（R 86, R 97の母）の子供たちが、3分の1を第2夫人とその子供たちが、残る3分の1をR 91が利用することとなった。第1夫人には、R 86, R 97以外に2人の息子がおり、そのうち1人は2002年8月現在なおタンザニアの難民キャンプで暮らしている。彼が帰国すれば、兄弟はさらに土地を分割しなければならない。R 86, R 97の家族関係を図2に、土地分割の概念図を図3に示した。R 91はウガンダ生まれの旧難民第二世代で、父親（1925年生まれ）とともに94年に

図2 R 86, R 97の家族関係



(出所) 筆者作成。

(注) 父親 (1945年生まれ), 第1夫人 (94年死亡), 第2夫人 (74年生まれ。7人の子供は全員未成年), 兄 (68年生まれ。在タンザニア), R 86 (71年生まれ), R 97 (74年生まれ), 弟 (83年生まれ)。

図3 R 86, R 97, R 91をめぐる土地分割(概念図)

| | | |
|--------------|------------|------|
| とその子供 の土地 | R 91の土地 | R 86 |
| | | R 97 |
| | 7000 F で売却 | 父親 |

(出所) 筆者作成。

(注) (1)図中の番号は図2の番号に対応している。
(2)もともとは全体が の保有地だった。

帰還した。父親の出身地はブタレ州だが、故郷に帰っても土地は占拠されているといわれ、ルカラ県で見つけた「無主地」で暮らすよう地方行政官に勧められた。父親は別の家族と土地を分割した。R 91はミシンを使った洋裁の技術を持っており、最近では主たる収入をそこから得ている。農業への依存度が減ったために、彼は最近になって土地の一部 (0.09ヘクタール) を R 86, R 97の父親に7000フランで売却した。2002年8月現在, R 91の所有地は0.53ヘクタールだが、これに対してR 86の所有地は0.29ヘクタール, R 97は0.26ヘクタールに過ぎず、兄弟は生活を支えるため借地せざるを得ない。

(3) R 71の事例

R 71の事例は、もともと保有していた土地を全て失ったというやや特殊なものである。R 71 (1974年生まれ) は、85年に父親に連れられてルカラ県に移住して来た。国立公園に隣接した地域に、父親が土地を購入したためである。内戦前まではそこで農業を営んでいた。1994年4月に内戦が再燃するとキガリに逃げ、96年7月に戻ってきた。帰ってきてみると、彼らの土地を含めた一帯は、RPFの元将校が所有する牧場になっていた。将校は無主地の利用を行政に申請し、それを認められていたのである。R 71は行政に窮状を訴えた結果、0.44ヘクタールの代替地を与えられた。しかし、2000年になると、やはり新難民であったその土地の所有者がタンザニアから帰国したため、R 71はそれを全て返還しなければならなくなった。この時には、改めて0.74ヘクタールの代替地を与えられた。ところが翌2001年にはその土地の所有者も帰国し、R 71はまたも移動を余儀なくされた。彼は旧難民のように分割によって土地を得ることはできなかったのである。2002年初頭から、彼は妻を残してウガンダに出稼ぎに行っている。その後、元将校が牧場の一部で農民が耕作することを認めたため、妻はそこで自給農業を営んでいる。

ただし、土地に対する権利がR71に戻ったわけではない。

内戦後のルカラ県では、大量の旧難民が流入し、もともとその地に居住していた新難民との間で、土地の分割・譲渡が頻繁に行われた。その意味では、きわめて大きな社会変動があったといってよい。しかし奇妙なことに、少なくとも末端行政の水準では、こうした土地の分割や譲渡を社会的不安定要因として捉える声は上がっていない。筆者らは、調査地のセクター長および4人のセル長に対して、旧難民による土地分割をどう考えるか尋ねたが、その回答はいずれも問題ないというものだった。家畜が畑を荒らすことで生じる住民間の紛争や、土地配分をめぐる家族内の争いはしばしばあるものの、旧難民との土地分割が紛争を招く事態は生じていないというのが共通した答えであった。共存と国民和解のために土地分割が必要なことを住民はよく理解しているというのである。

確かに、ルカラ県における筆者らの調査対象世帯に関する限り、旧難民との土地分割をめぐる紛争が発生した事例はない。しかしながら、土地分割に問題がないという末端行政責任者の発言は、割り引いて考える必要があるだろう。彼らがこうした回答をする理由については第節で検討するが、農民と話をしてみれば、土地をめぐる緊張関係の存在にはすぐに気がつく。R60とR52のように土地分割の当事者がうまく共存している場合もあるが、全てが幸福な事例ばかりではない。分割によって土地を獲得した旧難民のなかにも、新難民が抱く不満に気づき、不安を訴える者は少なくない。

1994年にウガンダから帰還したR1（1969年

生まれ）はその例である。彼は土地分割によって0.53ヘクタールを得たが、筆者らに対して、相手が不満を抱いていると説明した。彼は市場近くで商店を経営して比較的成功しており、農業に依存した生活を送っていない。2000年に0.81ヘクタールの土地を7万2000フランで購入した際には、地主の不満が大きいなら土地を返すことも考えると述べていたが、現在まで実行に踏み切っていない。生活が不安定であるほど、生産手段である土地の保有は重要な意味を持つ。相手に不満があると知っていても、将来的な不安定性を考慮すれば、いったん自分のものとなった土地を手放すのは難しい。

R86とR97の父親に土地を売却したR91の事例も、同様の文脈で解釈できる。R91は、もともと彼らの父親が所有する土地の3分の1を分割によって獲得した。R91には妻と3人の子供がいるが、彼自身の父親（R101）はまた別の新難民から土地を得ている。つまり、残った土地をさらに分割せざるを得なかったR86やR97に比べて、明らかに条件が良い。これまで両者の間に目立った紛争は生じていないが、R91は洋裁の仕事が軌道に乗り始めたこともあって、土地の一部売却を決意したのであろう。彼は畑に近接する家も手放し、洋裁の仕事に専念すべく、市場の近くに新宅を建設中である。

このように見てくると、筆者らの調査世帯のなかではそれほど顕在化していないとはいえ、土地をめぐる緊張関係の存在は明らかである。それは直接的には、内戦というマクロな政治変動がもたらした土地権利の不安定化に由来する。新難民にとって、土地権利の不安定化は明瞭である。正当な権利を有する土地であっても、彼らは旧難民のために分割を余儀なくされた。他

表9 キビンゴ県の調査地で、土地係争を抱えていると回答した世帯とその内容概略

| 世帯主番号 | 問題発生年 | 内容 |
|----------------|-------|--|
| 1. 家族地をめぐる係争 | | |
| K 3 | 2000 | 移住してきたオバ、妹に土地を分割。 |
| K 4 | 2000 | 相続地に対して祖父の第二夫人が権利要求。分割済み。 |
| K 63 | 2002 | 姉妹がさらなる土地分与を要求。係争中。 |
| K 65 | 2002 | 亡夫の第二夫人が土地分与を要求。係争中。 |
| K 66 | 2002 | 家族成員のコンゴからの帰還に伴い土地を分割。 |
| 2. 難民帰還が影響した係争 | | |
| K 1 | 2001 | 購入した土地に対して旧難民が権利要求。係争中。 |
| K 3 | 2000 | 相続地に対して旧難民が権利要求。係争中。 |
| K 26 | 2002 | 相続地（世帯主の父親が行政から払い下げられた土地）に対して旧難民が権利要求。係争中。 |
| K 55 | 1986 | 難民として国外で生活する間に土地を奪われた。係争中。 |
| K 56 | 2002 | 購入した土地に対して旧難民が権利要求。係争中。 |
| K 97 | 2000 | 行政からの払い下げ地に旧難民が権利要求。分割済み。 |
| 3. その他 | | |
| K 20 | 2000 | 借地料を払ったのに、借地を取り上げられた。 |

（出所）筆者とマララの調査による。

方、旧難民が獲得した土地権利にしても、現在の政治体制によって担保されるものに過ぎない。それは、マクロな政治変動によってたちまち失われる可能性がある、やはり不安定な権利なのである。

土地係争の顕在化 ——キビンゴ県の事例——

ルカラ県とは対照的に、ブタレ州のキビンゴ県では土地係争について耳にすることが多い。筆者らが継続的に調査している25世帯のなかで、「現在何らかの土地係争があるか」という質問に対して12世帯が「ある」と答えた。その内容概略を表9に示す^(注37)。土地紛争は概ね2つのタイプに大別できる。第1に家族が保有する土地の分配をめぐる家族内の係争であり、第2に

難民（特に「社会革命」による難民）帰還に伴う係争である。家族保有地の配分に関わる係争は、従来から存在する土地係争のタイプと考えられる。調査地の事例でいえば、姉妹の1人が離婚して帰郷したため土地を分与したが、その広さが不十分だとしてさらなる土地分割を要求されている事例（K63）や、亡夫の第二夫人から土地分割を要求されている事例（K65）などがある。ただし、家族内のもめ事とはいえ、コンゴに新難民として逃れていた家族の成員が帰還したために大幅な土地分割を余儀なくされた事例（K66）など、その原因はしばしば内戦と難民帰還に関連している。

他方、旧難民の帰還に伴う土地係争は、今回の内戦により直接的に関連している。そのいくつかの事例の概略を記す。

(1) K97の事例

K97 (1934年生まれ) は、もともとブルンディ国境に近い地域 (ブタレ州南部) の出身だが、61年に現在の地に移住し、それ以来そこに住み続けてきた。移住の際、当時のコミューンの長から土地への権利を与えられた。その際、50フラン支払って権利証も取得した。ところが、コミューンから与えられた土地はもともと1959年に逃亡した家族のものだったため、2000年になって彼らがブルンディから帰還すると、土地を返すよう求められた。K97は移住元に長年戻っておらず、今さらそこで土地を得ることはできない。結局、自宅およびその周辺で畑として利用していた0.23ヘクタールの土地のうち、0.11ヘクタールを残して旧難民に返還した。K97は、他に0.24ヘクタールの植林地を保有しているだけで、この土地が唯一の耕作地である。

(2) K56の事例

K56 (1966年生まれ) は虐殺を生き残ったトゥチの女性である。内戦前、夫 (フトゥ) は農業の他に、民芸品作りや服の仕立てなどを行い、また自宅で酒を販売していた。内戦が再燃すると、夫は家に隠れるようK56に命じ、彼女は何とか虐殺を免れた。内戦後、夫とともにギコンゴロ州の国内避難民キャンプに逃げた。キャンプからキビンゴ県に戻った後の1995年3月、夫は逮捕され、現在なお収監されている。彼女の父親や兄弟が虐殺の犠牲になったため、彼女は内戦後に隣のセクターにある2.76ヘクタールの土地を相続した。この土地取得のため、K56は1999年から2002年まで一貫して、キビンゴ県の調査世帯のなかで最大の土地所有者である。ただし、父親や兄弟から相続した土地の大部分は他人に貸しており、彼女が自分で経営する土地はずっと少ない。2002年の経営地は、家の周り

を中心とする0.80ヘクタール (うち夫の相続地0.21ヘクタール、K56本人の相続地0.28ヘクタール、夫の購入地0.25ヘクタール、国からの権利移転地0.06ヘクタール) であった。このうち、夫が1989年に購入した0.03ヘクタールについて、2002年に帰還難民との間で係争が起こった。それはもともと1960年に亡命した者の土地であり、それを行政から払い下げられた男がK56の夫に売却したものだ。現在、帰還難民が土地を全て占拠しているの、K56は県に申し立てをして裁定を仰いでいる。通常なら金銭や土地の形で何らかの賠償があるはずで、帰還難民が全て取り上げるのは問題だと彼女は主張している。

(3) K55の事例

K55 (1927年生まれ) は、キビンゴ県の調査世帯のなかで唯一、ルワンダの独立直後から長期の難民生活を経験している。彼はフトゥだが、独立時には王党派の政党ルワンダ国民連合 (Union nationale rwandaise: UNAR) の支持者であった。独立直前にフトゥ解放運動党 (Parti du mouvement de l'émancipation Hutu: PARM-EHUTU) が権力を握ると、他政党の支持者に対する迫害が始まり、彼も脅迫を受けて1961年8月にタンザニアへ逃げた。タンザニアの暮らしはそれなりに安定していたが、母親をキビンゴ県に残してきたことが心残り、1986年にこの地に戻ってきた。その時、難民となって逃亡する以前に購入した土地が他人に占拠されていることを知ったが、帰還したばかりで立場が弱く、土地返還を要求すると逆に長期の亡命を理由に逮捕すると脅された。内戦終結後、その土地を返してもらおうようセクターに要求し、現在係争中である。

上記の事例から、キビンゴ県で最近頻発して

いる旧難民との土地紛争の特徴がいくつか浮かび上がる。ここでは3点指摘しておきたい。第1に、現在の土地紛争の根本的原因が「社会革命」を契機とした難民流出にあることである。難民として去った後に残された土地がその後地方行政に没収され、他の小農へと再分配された。内戦後に帰還し、この地域に戻ってきた旧難民は、失われた権利の回復を求めている。他方、かつて地方行政から土地を与えられた小農たちは、自らに落ち度があったわけではない。マクワの政治変動が、結果として彼らに土地を与え、また奪ったのである。第2に、難民流出から帰還まで約30年の時間が経過したため、難民が残した土地が再分配された後に相続や売買を経ることも多く、権利関係が複雑化していることである。地片に対する権利関係が複雑化し、そこに何らかの権利を主張する人間が増えるほど、土地をめぐる紛争が発生しやすく、その解決は困難になる。第3に、土地紛争の当事者と特定のエスニック集団を結びつけるのは必ずしも妥当ではないということである。確かに、旧難民のほとんどがトウチであり、旧難民から土地権利を要求されている側にはフトゥが多い。しかし、K55のように独立前後に難民として流出した人々の中にもフトゥはいるし、K56のように旧難民から土地の返還を求められているトウチもいる。ルワンダで生起するあらゆる社会現象はエスニシティーの文脈で解釈される傾向があるが、土地紛争の当事者を特定のエスニック集団に重ねて理解することは時に大きな誤解を招く。

土地問題と地方行政

2つの調査地を比較すると、いずれも土地問題に直面しているものの、その表出の仕方には相違がある。とりわけ、セル長やセクター長という末端行政責任者の態度や認識は大きく異なっている。ウムタラ州ルカラ県において、彼らが土地紛争の存在を否定し、土地分割に伴う問題は生じていないと説明したことは前述したとおりである。これに対して、ブタレ州キピング県では、末端行政責任者が土地係争（とりわけ旧難民が関係したもの）の頻発とその深刻さを認識し、我々調査者にもそれを強調することが多かった。この差異は何に由来し、どのような意味を持つのだろうか。

この要因として、すでに2つの点について簡単に述べた。すなわち、地域の経済条件と旧難民流入時期の相違である。第節で示したように、ブタレ州ではもともと農民の保有地が一般にきわめて狭隘であり、生活水準も相対的に低い。そこに内戦以降、旧難民の土地権利要求という不安定要素が加わったことが、地方行政責任者の危機意識の背後にある。ウムタラ州にしても決して豊かではないが、ブタレ州の状況は土地権利要求を掲げる旧難民を受け入れるにはあまりに脆弱である。先に示した事例でも、分割後のK97の耕作地面積はわずか0.11ヘクタールとなったし、旧難民から土地返還を求められているK26の相続地は0.13ヘクタールに過ぎない^(注38)。ルカラ県と比較すれば、キピング県の旧難民の数は絶対的にも相対的にも少ないが、彼らの存在がもたらす社会的インパクトは甚大であるといえよう。

表10 調査地における地方行政責任者（1999年～2002年3月）

| | 世帯主 | | | 本人の エスニシティ | 内戦前の居住地 | 内戦時の経験 |
|-------|-------|------|----|---------------|---------|----------|
| | 番号 | 生年 | 性別 | | | |
| ルカラ県 | | | | | | |
| セクター長 | R 3 | 1955 | 男性 | トゥチ | ウガンダ | 旧難民 |
| セル長 1 | R 29 | 1949 | 男性 | トゥチ | ウガンダ | 旧難民 |
| セル長 2 | R 105 | 1960 | 男性 | トゥチ | 現在と同じ | タンザニアに避難 |
| セル長 3 | R 106 | 1947 | 男性 | トゥチ | ウガンダ | 旧難民 |
| セル長 4 | R 107 | 1963 | 男性 | トゥチ | タンザニア | 旧難民 |
| キビンゴ県 | | | | | | |
| セクター長 | K 108 | 1970 | 男性 | トゥチ | 現在と同じ | ブルンジに避難 |
| セル長 1 | K 1 | 1943 | 男性 | フトゥ | 現在と同じ | 国内に避難 |
| セル長 2 | K 105 | 1957 | 男性 | トゥチ | 現在と同じ | ブルンジに避難 |
| セル長 3 | K 106 | 1963 | 男性 | フトゥ | 現在と同じ | 国内に避難 |
| セル長 4 | K 107 | 1971 | 男性 | フトゥ | ブルンジ | ブルンジにいた |

（出所） 筆者とマララの調査による。

（注） ルカラ県のセル長 2，キビンゴ県のセクター長およびセル長 2 は「サバイバー」である。

加えて、キビンゴ県で旧難民に関連した土地係争が増加したのは、最近のことである。ルカラ県の場合、旧難民は新難民が周辺国に逃亡している間に土地を占拠していたため、土地分割のピークは新難民が帰還した1996～97年であった。しかし、キビンゴ県では内戦直後に旧難民が大量に流入することはなかった。彼らがこの地に戻り、土地返還を要求するようになったのはここ2～3年のことであり、それに伴い最近になって土地係争が増加したのである。この时期的なズレが、地方行政担当者の態度や認識に影響を与えた可能性は高い。

2つの調査地における土地問題のタイムラグは、重要な論点を提起する。それは、大量の旧難民帰還の影響が初期の受け入れ地域にとどまらず、全国的に土地をめぐる係争が増大しつつあると考えられることである。キビンゴ県に戻ってきた旧難民の多くは、周辺国から直接帰還したのではなく、ウムタラ州やキブンゴ州など他

地域でしばらく暮らした後に自分の生まれ故郷に戻ってきた。これは、彼らが新難民と土地を分け合って暮らすより、正当な土地権利を主張できる故郷での生活を選んだためであり、多くの場合、新難民との争いを避けた結果である。キビンゴ県での旧難民に関連した土地係争の増加は、東部など他地域での土地係争の増加をも反映している^(注39)。他地域での定住に失敗した人々がこの地に移動し、そこで多くの場合貧しい人々との間に土地をめぐる紛争を引き起こしているのである。

上記2つの要因とともに、あるいはそれ以上に、地方行政担当者の認識や態度の相違を説明するのは、彼ら自身の出自である。表10に、2つの調査地でどのような人物がセクター長やセル長を務めているかを示した。一見して大きく異なるのは、旧難民の存在である。1999年の調査開始時から2002年3月の地方選挙までの期間を取ると、ルカラ県ではセクター長と3人のセ

セル長が旧難民であり、残る1人のセル長は「サバイバー」であった。2002年の選挙でセル長だった「サバイバー」がセクター長となったが、その後任に選出されたセル長はやはり旧難民であった。この地域の地方行政機構に、旧難民が占める比率は非常に高い。土地分割の当事者である旧難民が地方行政機構をほぼ独占している状況では、もう一方の当事者である新難民が土地分割に不満を抱いていたとしても、それが行政ルートを通じて表出する可能性は低いだろう。

これに対して、キビンゴ県の地方行政担当者に旧難民はいない。同じ期間の地方行政責任者は、セクター長が「サバイバー」、4人のセル長のうち3人がフトゥ、1人が「サバイバー」であった。彼らはいずれも内戦後に初めて地方行政責任者の役職に就いたが^(注40)、自分自身が旧難民ではないから、旧難民の土地要求によって生じる問題を他人に説明しやすい。彼らも旧難民に対する土地分割は不可避だと考えているが^(注41)、それが引き起こす問題にも敏感なのだと考えられる。

結 び

1994年の内戦終結後、RPFの政権樹立に伴って、短期間に膨大な数のルワンダ難民が自発的に帰還した。RPFの強力な支持基盤である彼らは、土地分割という強引な方法によって土地を獲得した。この方法は地方行政の主導で実施された。中央政府やRPFの幹部がどの程度この政策に関わったかは今後の調査課題だが、全く関与していないとは考えにくい。旧難民が全て出身地に帰還した場合に生じるであろう混乱を回避することは、政府にとって至上命題だっ

たはずである。新難民が流出した後の「無主地」を占拠するよう旧難民に指導し、その上で約2年後に帰還してきた新難民との間で土地を分割させるという方法は、旧難民帰還のインパクトを比較的受け入れやすい地域に留め、混乱の拡大を回避するための策として選択されたと考えられる。

こうした強引な施策が比較的スムーズに実施された理由として、2つの要因が重要である。第1に、利害当事者である旧難民が地方行政にきわめて強い影響力を持っていたことである。この点は、ルカラ県で明瞭である。セル、セクターという末端地方行政の責任者は、旧難民の独占状態に近い。土地分割を進め、また住民の不満を抑えるうえで、彼らはきわめて重要な役割を果たした。第2に、旧難民を組織の中核に置くRPFが武力によって政権を掌握したという事実である。キビンゴ県のように末端地方行政のポストを直接旧難民が占有しない場合でも、土地分割という旧難民に有利な政策にRPFが前向きなことは明らかで、その事実はこの施策の大きな推進力となった。土地分割を進める地方行政とRPFとの密接な関係は、この施策のスムーズな実施と住民の不満抑止に効果的だったのである。

内戦終結以降今日に至るまで、土地をめぐる大規模な暴力的紛争は発生していない。この事実は、内戦直後に50万人を越える旧難民が帰還し、彼らのほとんど全てが土地分割を通じて耕作地を獲得したことを考えれば、驚くべきことである。内戦に勝利したRPFが主導する強権的な政治手法は、戦後のルワンダに一定の政治秩序をもたらすことに成功したといえよう。

ただし、RPFが帰還難民の土地問題を成功

裡に処理し得たと評価できるかどうかは別問題である。むしろ、現在明らかになりつつあるのは、RPFの強権的な政治手法の限界であろう。それを端的に示すのが、キビンゴ県において旧難民に関わる土地係争が増大している事実である。これは、従来旧難民を集中的に受け入れてきた地域で土地をめぐる緊張が高まり、旧難民が正統な土地権利を主張できる自らの出身地へと移動してきたことを意味している。強権的な政治体制下で抑制されてきた土地をめぐる緊張関係は、現在全国に広がりつつあるといえるだろう。土地をめぐる問題は農民の生存に関わるため、強権的な政治手法でいつまでも抑圧できるものではない。

最後に、ルワンダの事例が難民帰還をめぐる問題一般に有する含意を述べておこう。長年他国で暮らした難民が、故国で生じた政治変動に伴って、大量かつ短期間のうちに最貧国に向けて帰還するというこの事例は、難民帰還が引き起こす諸問題を考えるうえで「モデルケース」といえる。そうした見地から見た場合、難民帰還に伴う2つの留意点を導出することができよう。第1に、深刻な土地紛争は難民帰還に伴う構造的問題として捉える必要があるということである。難民の多くは発展途上国に存在するが、そこで土地は生産手段として固有の重要性を有する。住民の多くは農民や牧畜民として土地を必要とし、第1次産業以外の雇用も少ない。人口増加によって土地の希少性は一般に増しているし、難民生活による長期の不在は土地の権利関係を錯綜させ、土地係争を惹起させやすくする。難民帰還が深刻な土地問題を引き起こす可能性は常に考慮されるべきである。第2に、帰還難民が紛争当事者と政治的な結びつきを持つ

可能性に留意すべきだということである。難民の流入が武力紛争の帰趨としばしば密接に関連する以上、難民が紛争当事者の支持母体となることは十分あり得ることである。難民の一部が紛争当事者になることもあるだろう。この文脈で考えれば、難民にとっての国内政治環境が好転すれば自発的帰還が進むことになる。この時、帰還した難民は時の政治権力と結びついて、元々の住民以上の厚遇を受けるかも知れない。しかし、難民帰還が元々の住民に過度の犠牲を強いるなら、それは新たな政治的不安定や武力紛争への火種になりかねない。帰還した難民と彼らを受け入れた住民との和解と統合、そして両者の生活改善が実現しなければ、難民問題は形を変えて存続し続けるだろう。自発的帰還を推進する国際社会は、以上の点に自覚的でなければならない。

(注1) 難民および無国籍者の地位に関する国連全権会議で1951年に採択された「難民の地位に関する条約」において、難民は「人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者」(第1章第1条A)と定義されている[大沼・藤田 2001, 86]。したがって、迫害のおそれがなくとも紛争や治安悪化に伴って国外に逃れた人々や、国内で避難生活を送っている人々はこの定義に含まれない[広部 1994; 栗野 1992, 41]。

(注2) 以下、本稿において「難民」という言葉は、狭義の難民(いわゆる条約難民)ではなく、後述するOAU条約の定義と同様に、武力紛争を避けるために国外に逃れた人々を含むものとする。ただし、通常の居住地から逃れたものの国内に留まっている人々については「国内避難民」の言葉を当てる。

(注3) 本稿において、「アフリカ」は、引用部分を除き、サハラ以南アフリカを指す。

(注4) 「アフリカにおける難民問題の特定の側面を律するアフリカ統一機構条約」(1969年9月10日採択) 第1条。邦語訳として、浦野 (1982, 1191-1195) がある。

(注5) クリズプは、近年のアフリカにおける難民問題の特徴のひとつとして、難民の大規模な流入が同時に発生することを挙げている [Crisp 2000, 159]。

(注6) 難民問題へのアプローチの変遷については、二宮 (1997), Chimni (1999), 山本 (2002) などを参照。

(注7) 国連難民高等弁務官事務所 (2001) においても、ルワンダの難民問題に関して詳細な報告と省察がなされているが、国外に流出した難民に関するものであり、帰還民については全く触れられていない。

(注8) ルワンダではもともと集住する習慣がなかったが、内戦後は帰還難民向け緊急援助によって集合住宅が建設され、政府もインフラ整備などの効率性を理由として集村化を推進した。こうした集村はルワンダ語でイミドゥグドゥ (imidugudu) と呼ばれる。集村化政策に関する先行研究として、Hilhorst and van Leeuwen (1999; 2000), van Leeuwen (2001) がある。

(注9) 筆者は1999年以来、ルワンダの研究機関である科学技術研究所 (Institut de Recherche Scientifique et Technologique: IRST) 研究員のマララ (Jean Marara) 氏とともに、内戦後ルワンダの農村変容に関する共同研究を実施している。

(注10) 従来、難民研究の中心は国際法の分野であったが、1990年代以降は現実の必要性を背景に研究が大きく進展し、社会学、政治学、人類学など多様なアプローチからの分析が増加している [Zetter 2000]。それに伴って難民帰還問題を扱う研究も現われているが、難民帰還が受け入れ社会に与える影響についてはあまり分析されていない。アフリカにおける難民帰還を扱った研究として、Adelman and Sorenson (1994), Allen and Morsink (1994), Allen (1996) などがある。

(注11) UNDPの人間開発指数ランク (2002年)

によれば、ルワンダは173カ国中162位の位置にある (<http://www.undp.org/hdr2002/>)。

(注12) UNHCRの近年の政策文書においては、この“protracted refugee”対策が重要視され、頻出する傾向にある。例えば、Executive Committee of the High Commissioner's Program (2001)などを参照。

(注13) ルワンダの土地紛争、とりわけその歴史的發展については、Adriaenssens (1962), André and Platteau (1996), André and Lavigne-Delville (1998), 武内 (2001)などを参照。

(注14) ルワンダのエスニシティについて詳述する紙幅はないが、重要な点のみ略述しておく。ルワンダの人口は、フトゥ、トゥチ、トゥワという3つの集団に分かれ、それぞれ全体の8割強、1割強、1%程度を占める。3つの集団は同じ言語を話し、同一地域に居住する。エスニック集団間の関係は、植民地統治下で大きく変容した。植民地期の諸政策を通じ、それまで曖昧だった集団間の境界が強化され、集団を単位とする敵対意識が醸成された。植民地末期の「社会革命」は、植民地期に進行した一連の社会変容の帰結である。植民地化以前のエスニック集団間関係について、詳しくは武内 (2000) を参照。

(注15) 独立前後の政治過程については、Lemarchand (1970), Reyntjens (1985) を参照のこと。

(注16) 1963年末までの難民総数について、ルマルシャンは13万人、リュガンは20~30万人、レインツェンスは30万人と記述し [Lemarchand 1970, 172; Lugan 1997, 436; Reyntjens 1985, 455], UNHCRは64年時点で33万6000人と推計している [Prunier 1995, 62]。

(注17) 1959年に「社会革命」が勃発する直前のルワンダの人口は約260万人であった。一般にいわれるように全人口の14%をトゥチが占めるとすれば、その数は34万4000人となる。1959年から64年の間にトゥチの40~70%が国外に流出したといわれているから、それは13万7600人~24万800人ということになる。この時難民化したのはトゥチだけではないから、大まかにいって15万~25万人が流出した可能性が高

い。以上の計算は、Mamdani (2000, 339, Footnote 6) を参考にしている。

(注18) 大きな政治変動に付随する難民流出は1973年にも起こっている。これは、1962年の独立以来ルワンダを率いたカイバンダ (Kayibanda) 政権の弱体化と、隣国ブルンディの政治不安によって引き起こされた。ブルンディではその前年、クーデタ未遂をきっかけに、フトゥを中心として10万人以上が虐殺される事件が勃発していた。これを受けてルワンダでも緊張が高まり、1973年2月にはトゥチ排斥運動が都市部で組織された。フォーマルセクターの労働者や大学生などが標的となり、教育程度の高い人々が職場や学校から追放された。同年7月、やはりフトゥ・エリートのハビヤリマナ (J. Habyarimana) 将軍が、この混乱を收拾するという口実でクーデタを起こし、カイバンダ政権を打倒した。

(注19) 「コミューン」は地方行政単位の名称。2001年以降、県 (District) に改編された。注 (23) も参照。

(注20) 1960年代末、オボテ (A. M. Obote) 政権はウガンダ内のルワンダ系住民を追放しようとした。オボテを倒して成立したアミン (I. Amin) 政権は、逆にルワンダ系住民を軍や秘密警察に登用した。このため、1980年に復権したオボテ大統領はルワンダ系住民を抑圧し、それが彼らのゲリラ活動を促した [Mamdani 2000]。

(注21) 原表ではそれぞれ “old caseload returnees”, “new caseload returnees” と表記されているが、本稿ではルワンダにおいて一般に用いられる “old refugees”, “new refugees” という用語を訳す形で、「旧難民」、「新難民」という用語を用いる。

(注22) 表1は、2種類の難民帰還の大まかな規模と時期的なズレを確認するためのものだが、そこに示された数値に関しては若干の留保が必要である。とりわけ、1994年の数値は疑わしい。UNHCRは1993年におけるルワンダ難民の数を44万7900人としており [国連難民高等弁務官事務所 2001, 250]、これは当時の旧難民の数と考えられるが、表に示された94年の旧難民帰還数とは大幅な隔りがある。また、ルワンダ国内の人口が1960年から94年の間におよそ

3倍になっていることから、もし独立前後に20万人が流出したとすれば、94年頃には60万人前後になっているだろう。いずれにしても、表1に示された旧難民帰還数 (90万人) は大きすぎる。また、同じく1994年の新難民帰還数 (20万人) についても、当時はほとんどの新難民が帰還に消極的であったことを考えれば、過大評価であるように思われる。

(注23) ルワンダの地方行政単位は、末端から中央に向けて、“Cell”; “Sector”; “District”; “Prefecture” と続く。本稿ではそれぞれ、「セル」、「セクター」、「県」、「州」と訳す。居住人口は、概ねセルが数百~千人くらい、セクターが数千人、県が数万~十数万人、州が数十万~百万人を越える程度である。

(注24) 調査結果については、Takeuchi and Marara (2000) を参照のこと。ただし、土地面積に関するデータはその後の調査で修正を加えており、本稿で示すデータとの間で数値が異なる場合がある。本稿の数値の方が正確である。

(注25) 1999年当時のルカラ県における調査対象セクターの総人口は5050人、総世帯数は不明、キビンゴ県の調査対象セクターの総人口は3980人、総世帯数は1002であった (各セクター長の調査による)。調査世帯は、セクター内の各セルから万遍なく選ぶよう留意した。ルワンダでは一般に人々は集住せず、丘のあちこちに散居しているので、特定地域に集中しないよう調査対象世帯を選んだ。集住地の場合は、数軒に一軒ずつ調査世帯を選ぶようにした。保有地面積の測定とインタビュー調査を継続的に行う世帯は、各セクター104世帯のうちから20世帯を目処として選定し、調査内容を説明したうえで、了解を得た世帯を調査対象とした。キビンゴ県の方が1世帯少ないのは、ルカラ県よりも土地が分散していて面積測定に時間がかかり、同数の調査ができなかったためである。

(注26) この調査では、6万4000ルワンダ・フラン (2001年価格) を貧困線としており、1年間に成人1人当たりそれ以下の収入あるいは消費水準しかない世帯の割合を算出している。2001年8月の為替レート (1 USドル 430ルワンダ・フラン) で計算すると、この貧困線は概ね150 USドルに当たる。

(注27) したがって、ここでいう所有地に対する当該世帯の権利は、いわゆる近代的所有権と一致しないことに注意されたい。

(注28) ここで、「相続」は家族地の移転、「購入」は現金を支払っての土地獲得、「国からの移転」は行政の許可を得て土地に対する権利を得ること、「借用」、「貸与」は一時的な土地貸借（対価の支払いを伴う場合も、伴わない場合もある）を意味する。

(注29) 筆者らの調査では、キビンゴ県では平均所有面積が平均経営面積を上回り、ルカラ県ではそれが逆になっている。これは、キビンゴ県の調査世帯の中に、親族が虐殺されたために広大な土地を相続し、そのほとんどを他人に貸与しているやや特殊なケース（後述するK56）が入っているためである。土地を貸す世帯より借りる世帯の方が多いので、所有地面積より経営地面積の方が大きいことが普通である。また、多数の小規模な土地所有世帯が少数の大土地所有世帯から土地を借りることが多いため、経営地面積の格差は所有地面積の格差より縮小する。ジニ係数を比較すれば、後者の特徴は2つの調査地のいずれにおいても確認できる。

(注30) ただし、土地を全く所有しない世帯は存在しない。

(注31) アルーシャ協定において、難民に関する合意は1993年6月9日付けでなされ、その第4条にこの規定がある。

(注32) ギコンゴロ州のキベホ県には、巨大な国内避難民キャンプが存在した。

(注33) それぞれの区分の定義については、注(28)を参照のこと。

(注34) ここで「世帯主」とは、経済的な意味で世帯を主に支える者を指し、夫婦の場合は便宜的に夫を指す。32名の世帯主のうち、ウガンダからの帰還者が30、タンザニアからの帰還者が2であった。

(注35) ここには後述するR71のように、内戦の際キガリに逃れた者も含まれている。彼らは厳密には国内避難民だが、国外に逃れた人々と共通した経験を有していることから、ここでは新難民に含めておく。

(注36) 内戦以前からルワンダに居住し、隠れた

り、国外に逃亡したりして1994年の虐殺を逃れたトゥチの人々は「サバイバー」と呼ばれる。虐殺の際に命を狙われたフトゥも多いが、「サバイバー」という言葉は、専らトゥチに対してのみ用いられる。

(注37) 表9には、質問に対して「土地係争がある」と回答した世帯のみを掲載している。その他にも、調査期間中に自己保有地を大幅に減らした例としては、イトコに対して自分の土地の半分以上を分割したG94の事例や、離婚に伴って前妻に土地を半分割譲したG37の事例などもあるが、本人が係争と受け止めていないために表には載せていない。

(注38) K26は、1999～2001年まで相続した0.13ヘクタールの土地だけで農業経営を行っていたが、2002年に0.03ヘクタールの土地を借りた。いずれにせよきわめて狭隘な耕地しか持たないことに変わりはない。

(注39) 集村に関する実態調査の一環として、キビンゴ県に帰還した旧難民に対するインタビューを実施したマララは、同様の事例をいくつか報告している。

(注40) 2つの調査地ではいずれも、内戦前後で地方行政担当者が全面的に入れ替わり、内戦前のセクター長やセル長はいずれも虐殺に関与したとして逮捕収監されたり、周辺国に逃亡したりしている。これは多くの地域で同様であろう。新たに選出された地方行政担当者には、総じて旧難民や「サバイバー」などRPF政権の中核を占める人々（旧難民）に近い社会的カテゴリーが多い。

(注41) キビンゴ県調査地のセクター長は、旧難民が土地を要求した場合の分割原則を次のように説明した（2002年8月16日聞き取り）。現在の土地所有者が、(1)問題の土地に居住しておらず、他に所有地を持っている場合には、問題の土地を全て旧難民に与える。(2)問題の土地に住んでいても、他に所有地がある場合は、現在の所有者が住む家の周りに畑を少々残して、その他は旧難民に与える。(3)問題の土地に住んでおり、他に所有地がない場合には、両方で均等に分割する。

文献リスト

日本語文献

- 浦野起央編 1982. 『資料体系アジア・アフリカ国際関係政治社会史』 第四巻アフリカIIIb パピルス出版.
- 大沼保昭・藤田久一編 2001. 『国際条約集』 有斐閣.
- 栗野鳳編 1992. 『難民——移動を強いられた人々——』 アジア経済研究所.
- 国連難民高等弁務官事務所 2001. 『世界難民白書——人道行動の50年史——』 時事通信社.
- 高根務編 2001. 『アフリカの政治経済変動と農村社会』 アジア経済研究所.
- 武内進一 2000. 「ルワンダのツチとフツ——植民地化以前の集団形成についての覚書——」 [武内編 2000, 247-292].
- 2001. 「ルワンダの政治変動と土地問題」 [高根編 2001, 15-60].
- 武内進一編 2000. 『現代アフリカの紛争——歴史と主体——』 アジア経済研究所.
- 二宮正人 1997. 「難民問題の恒久的解決と自発的帰還」 『北九州大学開学五十周年記念論文集』 北九州大学法学部 47-68.
- 広部和也 1994. 「難民の定義と国際法」 加藤節・宮島喬編 『難民』 東京大学出版会.
- 山本哲史 2002. 「難民保護の方法論的転換——国連難民高等弁務官事務所の難民流出予防活動——」 『国際開発研究フォーラム』 第21号: 149-166.

外国語文献

- Adelman, Howard and John Sorenson eds. 1994. *African Refugees: Development Aid and Repatriation*. Boulder: Westview Press.
- Adriaenssens, J. 1962. *Le droit foncier au Rwanda*. mimeo.
- Allen, Tim ed. 1996. *In Search of Cool Ground: War, Flight and Homecoming in Northeast Africa*. London: James Curry.
- Allen, Tim and Hubert Morsink eds. 1994. *When Refugees Go Home: African Experience*. London: James Curry.

- André, Catharine and Jean-Philippe Platteau 1996. "Land Tenure under Unendurable Stress: Rwanda Caught in the Malthusian Trap." *Cahiers de la Faculté des Sciences Economiques et Sociales* No.164: 1-49.
- André, Catherine and Philippe Lavigne-Delville 1998. "Changements fonciers et dynamiques agraires: le Rwanda, 1900-1990." In *Quelles politiques foncières pour l'Afrique rurale?: Réconcilier pratiques, légitimité et l'égalité*. dir. Philippe Lavigne-Delville. Paris: Kartala.
- Bart, François 1993. *Montagnes d'Afrique, terres paysannes: le cas du Rwanda*. Talence: Presses Universitaires de Bordeaux.
- Chimni, B.S. 1999. "From Resettlement to Involuntary Repatriation: Towards a Critical History of Durable Solutions to Refugee Problems." UNHCR, Working Paper No.2.
- Crisp, Jeff 2000. "Africa's Refugees: Patterns, Problems and Policy Challenges." *Journal of Contemporary African Studies* Vol.18, No.3:157-178.
- Executive Committee of the High Commissioner's Program 2001. "UNHCR's Evaluation Plan and Activities." (EC/51/SC/CRP.19) Standing Committee 21st Meeting (2001年5月30日付).
- Goyvaerts, Didier ed. 2000. *Conflict and Ethnicity in Central Africa*. Tokyo: ILCAA.
- Hilhorst, Dorothea and Mathijs van Leeuwen 1999. *Imidugudu, Villagisation in Rwanda: A Case Study of Emergency Development?* Wageningen Disaster Studies, Disaster Sites No.2.
- and —— 2000. "Emergency and Development: The Case of Imidugudu, Villagization in Rwanda." *Journal of Refugee Studies* Vol.13, No.3: 264-280.
- Lemarchand, René 1970. *Rwanda and Brundi*. London: Pall Mall Press.
- Lugan, Bernard 1997. *Histoire du Rwanda: De la préhistoire à nos jours*. Courtry: Bartillat.

- Mamdani, Marmood 2000. "The Political Diaspora in Uganda and Background to the RPF Invasion." [Goyvaerts 2000, 305-353] .
- Prunier, Gerard 1995. *The Rwanda Crisis, 1959-1994: History of a Genocide*. London: Hurst & Company.
- République rwandaise, Ministère de l'agriculture et de l'élevage 1992. *Enquête nationale agricole 1990: Production, superficie, rendement, élevage et leur évolution 1984-1990*. Kigali.
- République rwandaise, Ministère des finances et de la planification économique 2002. *Rapport final, Enquête intégrale sur les conditions de vie des ménages au Rwanda (2000-2001)*. Kigali.
- République rwandaise, Service national de recensement 1991. *Recensement général de la population et de l'habitat au 15 août 1991*. Kigali.
- Reyntjens, Filip 1985. *Pouvoir et droit au Rwanda: Droit public et évolution politique, 1916-1973*. Tervuren: Musée Royal de l'Afrique Centrale.
- Takeuchi, Shin'ichi and Jean Marara 2000. *Agriculture and Peasants in Rwanda: A Preliminary Report*. Joint Research Series No.127. Tokyo: Institute of Developing Economies.
- van Leeuwen, Mathijs 2001. "Rwanda's Imidugudu Programme and Earlier Experiences with Villagisation and Resettlement in East Africa." *Journal of Modern African Studies* Vol.39, No. 4:623-644.
- Zetter, Roger 2000. "Refugees and Refugee Studies: A Valedictory Editorial." *Journal of Refugee Studies* Vol.13, No.4: 349-355.
- [付記] 本研究の現地調査は、平成11年度についてはアジア経済研究所地域基本課題事業および文部省科学研究（国際学術研究）「アフリカ小農および農村社会の脆弱性増大に関する研究」の、平成12年度と14年度は文部省科学研究（基盤研究(A)(1)）「アフリカの農村貧困問題に関する社会経済史的研究」の、平成13年度は文部省科学研究（基盤研究(B)(1)）「難民をめぐる社会・政治的諸力の相互作用——アフリカ北東部・大湖地方における、強制移住、国家、国際機関・NGO——」の補助金によって可能となった。
- (アジア経済研究所地域研究第2部副主任研究員)